



令和5年10月2日

県下金融機関における相続手続の共通化の拡大について

令和5年10月2日(月)より、香川県信用組合(理事長 右川 俊二)と株式会社百十四銀行(頭取 綾田 裕次郎)、株式会社香川銀行(頭取 山田 径男)が実施していた「預金等の相続手続に関する書類・手続の共通化」に高松信用金庫(理事長 大橋 和夫)、観音寺信用金庫(理事長 須田 雅夫)が参加することになりましたのでお知らせします。

今後も、お客さまの一層の利便性向上に取り組んでまいります。

(1) 実施日

金融機関名	実施日
香川県信用組合	令和5年8月1日(火)
百十四銀行、香川銀行	令和5年4月3日(月)
高松信用金庫、観音寺信用金庫	令和5年10月2日(月)

(2) 共通化の目的

- ① 高齢化社会の進展により、今後、相続の増加が予想されるなか、預金等の相続手続は、金融機関ごとに必要書類が異なるなどの煩雑さが課題でした。
- ② このようななか、地域のお客さまのご負担を少しでも軽減できるよう、令和5年4月から百十四銀行及び香川銀行において相続手続の共通化を開始し、同年8月に香川県信用組合も相続手続の共通化を開始しました。
- ③ 今般、高松信用金庫、観音寺信用金庫が本取組みに参加し、県下の5金融機関に拡大することで、お客さまの利便性のさらなる向上並びにサステナブルな社会の実現に努めてまいります。

(3) 共通化の概要

- ① 相続手続依頼書類の様式・記入方法の共通化
- ② ご提出いただく確認書類の共通化
- ③ 相続手続の簡素化基準の共通化

(注) 本件は相続手続を共同で実施するものではないため、必要書類の提出等は金融機関ごとに必要となります。また、金融機関ごとに一部相違する取扱いもあります。

◆関連する SDGs



以上

本件に関するお問い合わせ先

香川県信用組合 総合企画部
香川県信用組合 総合企画部 広報担当

櫻井 【電話】087-833-3315
吉田 【電話】087-833-3315